

第4章 居住誘導区域

居住誘導区域の設定

■ 居住誘導区域(法定区域)

- ・まちなか地区、鉄道沿線地区、一般居住地区の3つの地区については、都市基盤ストックを活かした生活利便性が高い、一定の人口密度を保つ区域として、居住誘導区域に設定します。

■ 居住環境再構築区域(市独自区域)

- ・まちなか地区、鉄道沿線地区を居住環境再構築区域に位置付け、既存の都市基盤や鉄軌道等のストックを有効に活用しながら、居住環境の再構築に取り組んでいきます。

